

全町民に「マイナンバー」

～連載第8回 マイナンバーに便乗した詐欺に注意！～

住民課 ☎823-9205 FAX 823-9627

今月1日からいよいよ、マイナンバーの利用が始まります。

しかし、早速ですが、マイナンバーに便乗した詐欺が発生しています。

次のようなものは詐欺の一例ですので、注意してください。



マイナちゃんが
マイナンバーの基本的な
質問にお答えします。



事例1

「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報調査中である」と言って、資産や保険の契約状況を聞いてくる。

事例2

「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きをしたか」との電話があり、「早く手続きをしないと刑事問題になるかもしれない」と言うてくる。

マイナンバーは、行政機関での手続きや、会社に提出する源泉徴収票や保険の手続き、契約中の証券会社や保険会社による税金の手続き以外で求められることはありません。

上記のような不審な電話を受けたら、次のところに相談してください。

- ・消費者ホットライン 188 (いやや!) (消費生活センターに繋がります)
- ・警察 相談専用電話 #9110 (広島県警察本部に繋がります。もしくは、海田警察署 (082-820-0110) まで連絡してください。)

マイナンバー制度全般については、内閣官房のマイナンバーホームページをご覧ください。

【内閣官房のマイナンバーホームページ】

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/index.html>

【マイナンバー総合フリーダイヤル (無料)】

日本語対応◆0120-95-0178

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応◆

0120-0178-26 (マイナンバー制度に関すること)

0120-0178-27 (「通知カード」「個人番号カード」に関すること)

通知カードをまだ受け取られていない方へ

郵便局での保管期間内に受け取られなかった通知カードは、役場で保管していますので、次のものを持って海田町役場へお越しください。



受け取りに必要なもの◆

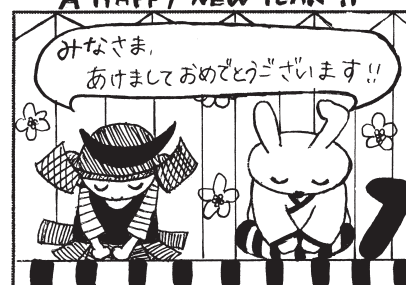
- ・写真付きの本人確認書類1点 (写真付きの本人確認書類を持っていない場合、健康保険証など写真のない本人確認書類2点)

受け渡し可能日時◆平日および毎月第2土曜日 8時30分～17時15分

受け渡し場所◆海田町役場1階 住民課 (2番窓口)

おしえて! マイナちゃん vol.8

- A HAPPY NEW YEAR !! -



jyamin